

I 加茂市立小中学校適正化方針策定の目的

加茂市では、少子化の影響により、児童生徒数の減少とともに1校当たりの学級数が減少する「小中学校の小規模化」が進んでいます。小中学校の小規模化は、学校における教育や生活、更には学校運営など様々な面に影響を及ぼすことが懸念されています。

また、多くの学校施設・設備が老朽化し、未耐震の施設も残っている状況であることから、安心・安全に過ごすことができる環境を整備することは喫緊の課題と言えます。

小中学校の小規模化による課題を解消し、「すべての子どもたちが学び、成長することができるまちづくり」、「安全な施設で質の高い教育を受けることができるまちづくり」を推進するには、小中学校の適正化は、子どもたちの教育環境はもとより、市民の皆様に関わる重要な課題です。

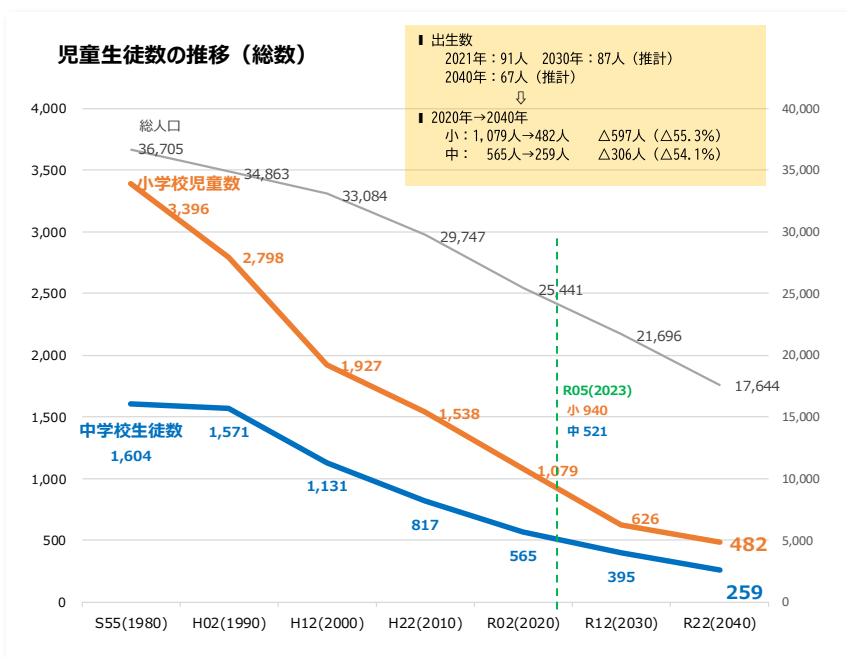
加茂市の小中学校の現状や多様化する社会情勢を踏まえ、将来を担う子どもたちが伸び伸びと学び、成長していくため、より良い環境を整備する小中学校適正化の取り組みの基盤となるものとして、ここに「加茂市立小中学校適正化方針の骨子」を策定いたしました。

この方針骨子に沿って、「加茂市立小中学校適正化方針」を策定し、加茂市教育委員会と加茂市が一体となり、加茂市立小中学校の適正化の実現を目指します。市民皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

II 加茂市の児童生徒数・学校規模・学校施設の現状と見込み

1 児童生徒数の推移

- 加茂市の児童生徒数は、小学校児童数で昭和33(1958)年の6,044人、中学校生徒数で昭和37(1962)年の3,237人をピークとしてその後は年々減少し、昭和55(1980)年は小学校児童数3,396人、中学校生徒数1,604人、令和5(2023)年は小学校児童数940人、中学校生徒数521人となり、昭和55(1980)年当時の3割程度となっています。
- 今後も少子化が進み、令和22(2040)年には小学校児童数482人、中学校生徒数259人となり、更に半減すると見込んでいます。



資料：加茂市教育委員会
 「人口問題研究」第76巻第1号（国立社会保障・人口問題研究所
 2020年3月25日発行に関連した研究・データを活用し、加茂市教育委員会がおおまかに推計。（R4.8作成 ▶ R5児童生徒数を追加）

2 学校規模の推移

- 児童生徒数の減少に伴い、令和5（2023）年度では、小学校6校中、全学年が複数学級である「標準規模校」が0校、全学年が単学級又はいずれかの学年が単学級である「小規模校」が5校（加茂小・加茂南小・下条小・須田小・石川小）、複式学級が生じるほどの「過小規模校」が1校（七谷小）となっています。中学校5校中、「標準規模校」は0校で、全5校が小規模校となっています。

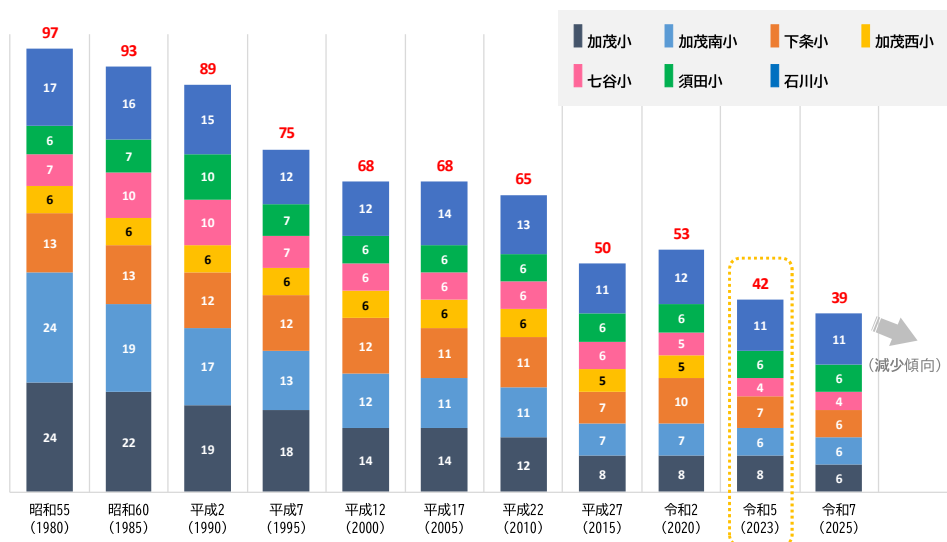
■ 小学校の見込み

- 七谷小学校は今後も毎年複式学級が発生し、令和9（2027）年度には全学年が複式学級の対象になる見込みです。
- 令和9（2027）年度には、過小規模校の七谷小学校の他、石川小学校を除く4校も全学年で単学級となる見込みです。

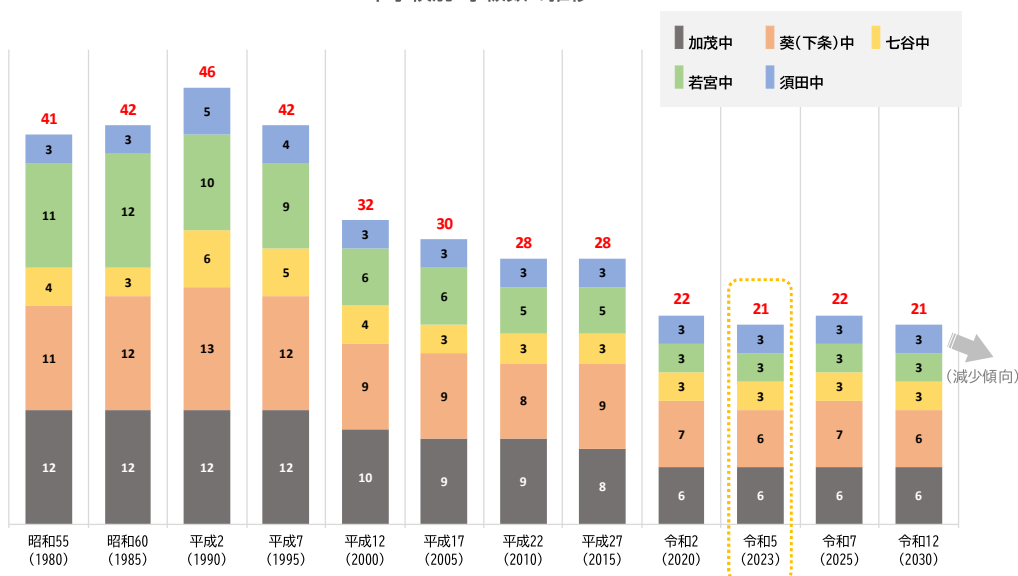
■ 中学校の見込み

- 今後も生徒数減は継続するものの、令和9（2027）年度までは学級数及び配当教職員数には影響はありません。
- 七谷中学校では令和14（2032）年度から複式学級が発生する見込みです。
- 須田中学校では令和16（2034）年度以降、複式学級が発生する見込みです。

小学校別 学級数の推移



中学校別 学級数の推移



資料：加茂市教育委員会（R5.2作成 ▶ R5学級数を追加）

3 学校施設の現状

- 全体の状況としては、築 40 年以上の建物が全体の 61%、更に築 50 年以上の建物が全体の 26% であり、築年数に比例して経年劣化が進んでいます。
- 耐震化については、平成 20 (2008) 年度から災害避難所でもある体育館を優先的に実施、完了後は校舎の耐震化に着手しているところですが、令和 5 (2023) 年 4 月現在の耐震化率^{※1}は 69.7% (23/33 棟) で、全国の市町村で最下位となっています。
- 令和 4 (2022) 年度に開始した石川小学校校舎の耐震補強工事が令和 5 年 (2023) 年 9 月に完了すると耐震化率は 78.8%になります。

※1 「(学校施設の) 耐震化率」

全建物のうち、耐震性がある棟数(昭和 57 年以降建築の棟数及び、昭和 56 年以前建築で耐震性がある棟と耐震補強済みの棟)の割合。学校施設は、児童生徒の学習や生活の場であるとともに、地震などの災害時には地域住民の避難場所等ともなることから、耐震化によって安全性を確保することは極めて重要である。国土交通省では、安全の目安として Is 値(非木造の構造耐震指標)を 0.6 以上(震度 6 強の地震に対して倒壊、または崩壊する可能性が低い)としているが、学校施設については児童生徒の安全を特に考慮して、必要な Is 値を 0.7 以上と定めている。文部科学省の「公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果」によれば、「耐震化率が下位の市町村(小中学校)」において、加茂市は令和 4 年度で全国 2 位(69.7%)、令和 5 年度で全国 1 位(69.7%)となっている。

III 学校規模適正化の必要性

全国的な少子化が進む中、加茂市でも少子化に起因する児童生徒数の減少及び学校の小規模化が顕著となっています。

また、昭和 40 年代から 50 年代に建設された築 40 年を超えた校舎が多く、老朽化が進んでいるため、将来を見据えた学校環境の在り方が喫緊の課題となっています。

今後の子どもたちにとっての望ましい教育環境を整備するために、「加茂市立小中学校適正規模等検討委員会」より令和 4 (2022) 年 11 月にいただいた「[加茂市立小中学校における適正規模・適正配置の在り方 答申](#)」を尊重し、令和 5 (2023) 年 1 月に実施した「[加茂市立小中学校適正規模等に関する市民アンケート](#)」の結果等を踏まえ、学校規模の適正化を進める必要があります。

IV 小中学校の適正規模・適正配置

「加茂市立小中学校における適正規模・適正配置の在り方 答申」及び「加茂市立小中学校適正規模等に関する市民アンケート」を踏まえ、子どもたちの教育面や学校運営面から総合的に検討し、加茂市における適正な学校規模・適正配置を以下のとおりとします。

小中学校の適正規模

小学校 12～18 学級(各学年 2～3 学級)

中学校 9～18 学級(各学年 3～6 学級)

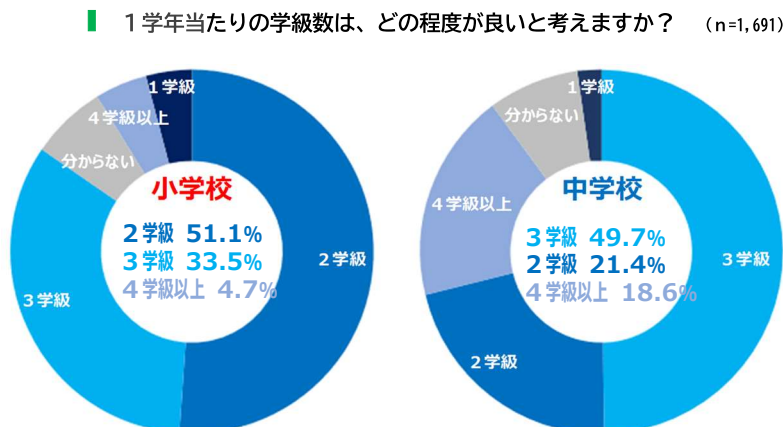
1 小学校における観点

- 新たな出会いや多様な考えに接し、豊かな人間関係を育むため、全学年でクラス替えを可能とする 1 学年 2 学級以上(12 学級以上)を適正な学校規模とします。
- 一定の教員数が確保でき、同学年の教職員による指導面の連携や協力が可能になるとともに、子どもたちの主体性を育むクラブ活動や委員会活動の指導に広がりが出てきます。

2 中学校における観点

- 中学校においても、全学年でクラス替えを可能とし、全教科において免許所有の教員を配置（国語・社会・数学・理科・外国語の5教科には複数の教員配置）し、かつ充実した集団教育活動等の運営を可能とする1学年3学級以上（9学級以上）を適正な学校規模とします。
- 一定の生徒数及び教員数が確保できることで、部活動の選択肢が増加するとともに、チーム編成がより充実し、指導する教員もより確保しやすくなります。

【参考】 加茂市立小中学校の適正規模等に関する市民アンケート結果（抜粋）



小中学校の適正配置〔原則〕

通学距離（片道）：小学校 概ね4 km 以内、中学校 概ね6 km 以内

通学時間（片道）：小・中学校とも概ね1時間以内

- これまで安心安全な通学を図るため、加茂市では市内の広域にスクールバスを運行してきた実績があります。国の基準^{※2}を踏まえつつ、山間部等の地理的状況や冬期の気象状況等を考慮し、子どもたちの負担をできる限り軽減できる工夫を講じます。

※2 「国の基準」

- 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年6月27日 政令第189号）
第4条 第1項 第2号 適正な規模の条件
通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること
- 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月27日 文部科学省）
適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。

V 適正規模・適正配置を実現する手法

「加茂市立小中学校における適正規模・適正配置の在り方 答申」では、学校規模の適正規模を図るための主な手法として、「通学区域の見直し」、「教育課程特例校等^{※3}の導入」、「学校の統合」が示されました。

加茂市の実情を踏まえ検討した結果、加茂市教育委員会としては、「学校の統合」が最も有効な手法であると考えます。

1 通学区域の見直し

- 通学区域を見直し、各小中学校における児童生徒数の平準化を行ったとしても、そもそも児童生徒数が減少している状況では、全ての小中学校を適正規模校とすることは困難である。

2 教育課程特例校等の導入

- 魅力的な加茂市独自の教育を検討することは重要であり、学校が特性を持つことは適正化を図る手法として教育課程特例校等の制度を導入することが考えられる。
- 将来的には児童生徒数の増加が見込めるかもしれないが、大きな増加は期待できない。
- 導入に当たっては教職員に業務量の増加が見込まれ、導入後は「持続可能性」が課題となる。

3 学校の統合

- 今後も児童生徒数の減少が続く状況では、学校を統合して集約することにより、児童生徒数及び教員数を確保することが学校規模の適正化を図る有効な手法であり、より良い教育環境の整備に繋がる。
- 学校数が減少することで、校舎の営繕を財政的に集約することができ、計画的に大規模改修工事を実施し、長寿命化にも繋がる。
- 学校までの距離が遠くなる場合があるため、通学の安全確保（スクールバスの運行等）に配慮することが課題となる。
- 学校の統合に併せ、魅力的な教育を実践し、「通いたい・通わせたい学校づくり」を発信することで、将来的に児童生徒数の増加に繋がる。

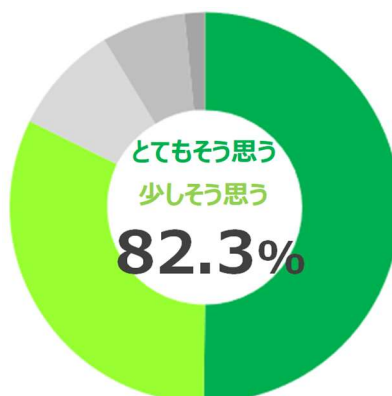
※3 「教育課程特例校（-等）」

学校または地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するための特別の教育課程を編成することを認める制度（学校教育法施行規則第 55 条の 2）。総合的な学習の時間や教科の時数を削減し、学校や地域の特性を生かした新しい教科を設置することができる。主な取り組みとしては、小学校低学年からの早期または独自の英語教育（新教科「国際科」）、既存教科を英語で実施（イマージョン教育）、ふるさとや郷土に関する取り組み（新教科「栗原ふるさと科」（宮城県）、特定テーマに関する取り組み（新教科「日本語」）がある。指定機関数：207 件、指定学校数：1,768 校（R3.4.1 現在）。

なお、本方針の骨子における「教育課程特例校等」の「等」は、小中一貫教育（小学校 6 年間と中学校 3 年間の接続の円滑化を図り、9 年間を通じて系統的な教育課程を編成する教育体系。義務教育の枠組みを自治体の判断で「4・3・2 制」や「5・4 制」など柔軟に対応できる。）及び小規模特認校制度（学校選択制の一種であり、特色ある学校運営を進める小規模校において、通学区域に関係なく市内のどこからでも就学を認める制度。）のほか、学習指導要領等によらない教育課程編成を認める制度（例：義務教育学校、研究開発校等）全般を指すものとしている。

【参考】加茂市立小中学校の適正規模等に関する市民アンケート結果（抜粋）

- より良い教育環境を目指すという観点から、学校の統合が選択肢のひとつとして適切だと考えますか？（n=1,691）



VI 小中学校再編の方針

小中学校の適正規模・適正配置を踏まえ、学校の統合による小中学校の再編に関する基本的な方針を次のとおりとします。

1 学校数

■ 小学校

- 複式学級を解消し、適正規模を見据え1～2校に再編します。

■ 中学校

- 専門教科教員による教育を保障し、適正規模を実現するため1校に再編します。

2 再編の時期

- 中学校においては、専門教科教員による教育を保障し、部活動では意欲的に活動できるよう生徒の選択肢を増やす必要があるため、財政の負担を念頭に置き、令和10年代初頭を目標に再編します。なお、中学校の再編は小学校の再編より先行します。
- 小学校においては、中学校の再編と並行して準備を進め、校舎の老朽化と財政負担を念頭に置き、令和10年代初頭を目標に再編します。

3 新校舎の建設と既存校舎の活用

- 中学校においては、財政負担を念頭に置き、新設もしくは増改築により学習環境をより良くするための環境整備を行います。新設を行う場合には、公共施設との複合化を進めます。
- 小学校においては、財政負担を念頭に置き、既存校舎を活用する場合には耐震補強工事が完了した既存校舎を活用しながら再編を進めます。新設を行う場合には、公共施設との複合化を進めます。

4 児童生徒等への配慮

- 国及び加茂市の基準である「通学距離（片道）小学校4km・中学校6km又は通学時間（片道）概ね1時間以内を踏まえつつ、セーフティスタッフの配置を含む地域との連携、スクールバスの運行、市民バスなど公共交通機関と連携し、安全安心な通学を確保します。
- 再編に伴う児童生徒の不安や負担等をできるだけ軽減し、新たな学校生活に円滑に移行できるよう、学校間の事前交流を行い、教員の配置等に配慮します。
- 通学地域の変更にあたり、保護者の一体感の醸成に努め、制服の仕様等様々な課題について新たな負担を抑えるよう配慮します。